

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		緑化に関する協議
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市みどりの条例
条 項		第 29 条、第 30 条
所 管 課		都市局 みどり公園推進部 みどり推進課 (電話：048-829-1423)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	開発事業者等が緑化に関する協議、変更協議、完了報告をしない場合、又は完了検査を拒否した場合に、当該開発事業者等に対し、指導又は勧告を行う。 また、上記勧告に正当な理由なく従わないときは、その旨の公表を行う。
	備 考	